

旧氏の請求時における確認事項

※ 請求者は、以下の項目を確認・了承いただき、請求書を提出してください。

【請求時必要書類】

<input type="checkbox"/>	戸籍謄本等 旧氏を記載（又は変更）する場合、請求者ご自身が、当該旧氏が記載されている戸籍謄本等（除籍謄本等）から、現在の氏が記載されている戸籍謄本等までを全てそろえて提出してもらう必要があります。（戸籍謄本等は、原本を提出してください。） ※現在の戸籍謄本等で請求する旧氏が判明する場合、現在戸籍分のみ提出してください。 ※婚姻・離婚等の戸籍届出をした直後に旧氏を記載したい場合、新しい戸籍謄本等ができた後に請求することができます。 ※旧氏を削除する場合は戸籍謄本等の提出は不要です。
<input type="checkbox"/>	本人確認書類 窓口に来られる方の本人確認書類の提示が必要です。（公的機関発行の写真付き証明書は1点・写真なし証明書は2点必要。コピーを取り、市で保管します。）
<input type="checkbox"/>	個人番号カード又は通知カード 記載等を行った旧氏について、カードの追記欄に記載します。
<input type="checkbox"/>	委任状 本人又は同一世帯員以外が請求に来られる場合、上記に加え、「委任状」の提出が必要になります。

【注意事項】

<input type="checkbox"/>	旧氏を記載すると、下記の市民課関係業務として発行する証明書等に氏名と合わせて旧氏が必ず併記されます。（いずれか一方を省略することはできません。） もし、旧氏の記載が不要となった場合は、旧氏の削除を請求してください。 ● 住民票の写し ● 住民票記載事項証明書 ● 個人番号カード又は通知カード ● 署名用電子証明書 ● 印鑑登録証明書 ● 転出証明書
<input type="checkbox"/>	旧氏が記載されるのは、市民課関係業務として発行する上記の証明書等のみです。 税関係の証明書など、本市の他の部署が発行している証明書や通知書、資格者証、及び、本市から発送される郵便物等の宛名には、旧氏は記載されません。
<input type="checkbox"/>	旧氏を記載している人が本市より転出する場合の注意点は以下のとおりです。 ● 国内の他の自治体へ転出する場合は、「転出証明書」に旧氏が記載されるため、特別な手続きなく旧氏を引き継ぐことができます。 ● 国外へ転出し、その後国外から転入する際、引き続き国外転出当時の旧氏を記載したい場合は、「国外転出時点の住民票の除票」を転入する市区町村に提出して、当該旧氏の記載を請求する必要があります。（戸籍謄本等は提出不要です。） ※明石市から国外へ転出し、明石市に国外から転入する場合は、「国外転出時点の住民票の除票」の提出は不要です。
<input type="checkbox"/>	氏名の氏と同じ表記の旧氏を記載することはできません。 旧氏を記載している人がその後戸籍届出を行い、変更になった氏と記載している旧氏が同一になった場合は、当該旧氏の削除を請求してください。
<input type="checkbox"/>	旧氏を記載できるのは、日本国籍の人のみです。 旧氏を記載している人が国籍喪失の届出を行い、外国籍になった場合は、旧氏は住民票に記載されなくなります。
<input type="checkbox"/>	旧氏を通算2回以上記載する場合、原則、過去に記載した旧氏と同じ旧氏は記載できません。 ● 旧氏を変更したい場合、現在の旧氏を記載した日以降に戸籍届出により変更した氏の直前の氏に限り、変更することができます。 ● 旧氏を削除した人が、再度旧氏を記載したい場合、旧氏を削除した日以降に戸籍届出により変更した氏（且つ、現在の氏とは異なる氏）に限り、記載することができます。